

# 平成十六年法律第二百十七号

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

目次	第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 捕虜及び抑留資格認定の手続	第二章 捕虜及び抑留資格認定の手続
第一節 捕虜（第四条～第七条）	第一節 捕虜（第四条～第七条）
第二節 指定部隊長による確認（第八条～第十九条）	第二節 指定部隊長による確認（第八条～第十九条）
第三節 抑留資格認定（第十一条～第二十一条）	第三節 抑留資格認定（第十一条～第二十一条）
第四節 他の法令による手続との関係等（第二十二条～第二十三条）	第四節 他の法令による手続との関係等（第二十二条～第二十三条）
第五節 保健衛生及び医療（第二十九条～第三十九条）	第五節 保健衛生及び医療（第二十九条～第三十九条）
第六節 規律及び秩序の維持（第四十条～第四十二条）	第六節 規律及び秩序の維持（第四十条～第四十二条）
第七節 宗教（第四十三条～第四十四条）	第七節 宗教（第四十三条～第四十四条）
第八節 制止等の措置等（第四十五条～第四十七条）	第八節 制止等の措置等（第四十五条～第四十七条）
第九節 憲戒（第四十八条～第五十五条）	第九節 憲戒（第四十八条～第五十五条）
第十節 捕虜代表及び捕虜代表補助者（第五十六条～第五十七条）	第十節 捕虜代表及び捕虜代表補助者（第五十六条～第五十七条）
第十一節 外部との交通（第六十四条～第七十二条）	第十一節 外部との交通（第六十四条～第七十二条）
第十二節 面会（第八十条～第八十二条）	第十二節 面会（第八十条～第八十二条）
第十三節 信書及び電信等の発受（第八十三条～七十九条）	第十三節 信書及び電信等の発受（第八十三条～七十九条）
第十四節 資格認定審査請求及び憲戒審査請求（第九十条～九十二条）	第十四節 資格認定審査請求及び憲戒審査請求（第九十条～九十二条）
第十五節 憲戒審査請求の手続（第一百六条～第二百四十四条）	第十五節 憲戒審査請求の手続（第一百六条～第二百四十四条）
第十六節 憲戒審査請求の手続（第一百二十五条～一百三十三条）	第十六節 憲戒審査請求の手続（第一百二十五条～一百三十三条）

## 第四節 雜則（第二百三十四条～第二百三十五条）

2 この法律（これに基づく命令を含む。）の規定により捕虜等に対して与えられる保護は、人種、国籍、宗教的又は政治的意見その他これに類する基準に基づく不適に差別的なものであつてはならない。

3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃又は存立危機攻撃に対する報復として、いかなる利益をも与えてはならない。

（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（第一条）

（目的）

（第一条）

（第二条）

（第三条）

（第四条）

（第五条）

（第六条）

（第七条）

（第八条）

（第九条）

（第十条）

（第十二条）

（第十三条）

（第十四条）

（第十五条）

（第十六条）

（第十七条）

（第十八条）

（第十九条）

（第二十条）

（第二十一条）

（第二十二条）

（第二十三条）

（第二十四条）

（第二十五条）

（第二十六条）

（第二十七条）

（第二十八条）

（第二十九条）

（第三十条）

（第三十一条）

（第三十二条）

（第三十三条）

（第三十四条）

（第三十五条）

（第三十六条）

（第三十七条）

（第三十八条）

（第三十九条）

（第四十条）

（第四十一条）

（第四十二条）

（第四十三条）

（第四十四条）

（第四十五条）

（第四十六条）

（第四十七条）

（第四十八条）

（第四十九条）

（第五十条）

（第五十一条）

（第五十二条）

（第五十三条）

（第五十四条）

（第五十五条）

（第五十六条）

（第五十七条）

（第五十八条）

（第五十九条）

（第六十条）

（第六十一条）

（第六十二条）

（第六十三条）

（第六十四条）

（第六十五条）

（第六十六条）

（第六十七条）

（第六十八条）

（第六十九条）

（第七十条）

（第七十一条）

（第七十二条）

（第七十三条）

（第七十四条）

（第七十五条）

（第七十六条）

（第七十七条）

（第七十八条）

（第七十九条）

（第八十条）

（第八十一条）

（第八十二条）

（第八十三条）

（第八十四条）

（第八十五条）

（第八十六条）

（第八十七条）

（第八十八条）

（第八十九条）

（第九十条）

（第九十一条）

（第九十二条）

（第九十三条）

（第九十四条）

（第九十五条）

（第九十六条）

（第九十七条）

（第九十八条）

（第九十九条）

（第二百条）

（第二百一十条）

（第二百一十五条）

（第二百三十三条）

（第二



う。)に、前各項の規定による調査を行わせることができる。

(認定調査記録の作成)

**第十二条** 抑留資格認定官は、前条第一項から第四項までの規定による調査を行ったときは、その結果について、認定調査記録を作成し、かつ、自らこれに署名しなければならない。ただし、同条第五項の規定により認定補佐官が当該調査を行ったときは、該認定補佐官が、その結果について、認定調査記録を作成し、かつ、これに署名するものとする。

2 前条第二項の規定により参考人の取調べを依頼された抑留資格認定官又は捕虜収容所長についても、前項と同様とする。

(放免)

**第十三条** 抑留資格認定官は、調査の結果、被拘束者が抑留対象者に該当しない旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならぬ。

2 前項の通知をする場合には、抑留資格認定官は、当該被拘束者に対し、次条第一項の規定による資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

3 第一項の場合において、被拘束者が同項の抑留資格認定に同意したときは、抑留資格認定官は、当該被拘束者に対し、当該認定に同意する旨を記載した文書に署名させるとともに、次項の規定による放免書を交付の上、直ちにこれを放免しなければならない。第一項の通知を受けた被拘束者が次条第一項の規定による資格認定審査請求をしなかつたときも、同様とする。

4 前項の規定により交付される放免書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名及び生年月日  
二 拘束の日時及び場所  
三 発付年月日  
四 その他防衛省令で定める事項

(資格認定審査請求)

**第十四条** 前条第一項の通知を受けた被拘束者は、同項の抑留資格認定に不服があるときは、その通知を受けた時から二十四時間以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面(次項において「審査請求書」という。)を抑留資格認定官に提出して、捕虜資格認定等

審査会に対し、資格認定審査請求をすることができる。

2 抑留資格認定官は、前項の資格認定審査請求があつたときは、捕虜資格認定等審査会に対し、審査請求書、認定調査記録その他の関係書類を送付しなければならない。

**第十五条** 抑留資格認定官は、被拘束者が前条第一項の資格認定審査請求をしたときは、次項の規定による仮収容令書を発付し、当該被拘束者を仮に収容するものとする。

2 前項の規定により発付される仮収容令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名及び生年月日  
二 拘束の日時及び場所  
三 発付年月日  
四 その他防衛省令で定める事項

3 仮収容令書は、認定補佐官が執行するものとする。

4 認定補佐官は、仮収容令書を執行するときは、その仮に収容される者に仮収容令書を示して、速やかに、その者を捕虜収容所長に引き渡さなければならぬ。

5 捕虜収容所長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた者を捕虜収容所に収容するものとする。

(抑留資格認定に係る処分)

**第十六条** 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第六号ロ、ハ又はニに掲げる者(以下この条、次条及び第一百二十一條第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときには、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者を抑留するため特に必要と認められたときには、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 分証明書番号等  
二 拘束の日時及び場所  
三 放免の理由  
四 交付年月日  
五 その他防衛省令で定める事項

(軍隊等非構成員捕虜に限る。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の認定調査記録を作成し、かつ、これに署名するものとする。

2 前項の規定により認定補佐官が当該調査を行ったときは、該認定補佐官が、その結果について、認定調査記録を作成し、かつ、これに署名するものとする。

3 抑留資格認定官は、被拘束者が前条第一項の通知を除むる旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定をした後、同項に規定する被拘束者に対する必要性がない旨の判定を受けた者に限る。)に対し、速やかに、第十八条の規定による抑留令書を発付し、これを抑留するものとする。

4 第一項又は前項の通知をする場合には、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に対し、第百六条第一項の資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

5 抑留資格認定官は、第一項又は第三項の通知及び前項の告知をした後、同項に規定する被拘束者に対する必要性がない旨の判定を受けた者に限る。)に対し、速やかに、第十八条の規定による抑留令書を発付し、これを抑留するものとする。

6 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

7 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

8 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

9 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

10 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

11 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

12 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

13 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

14 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

15 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

16 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の認定を受けていた者を除外する旨の認定を受けた者を除く。)に該当する旨の抑留資格認定を受けたときは、當該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

定に不服があるときは、同条第二項の通知を受けた時から二十四時間以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面を抑留資格認定官に提出して、捕虜資格認定等審査会に対し、資格認定審査請求をすることができる。

2 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

3 第十八条 第十六条第五項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

4 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

5 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

6 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

7 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

8 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

9 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

10 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

11 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

12 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

13 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

14 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

15 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

16 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

17 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

18 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

19 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

20 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

21 第十四条第二項及び第十五条の規定は、前項の規定により発付された抑留令書には、次に記名押印しなければならない。

(防衛省令への委任)  
**第二十一条** この節に定めるもののほか、抑留資格認定の手続に必要な事項は、防衛省令で定めることとする。

**第四節** 他の法令による手続との関係等  
 (他の法令による身体拘束手続との関係)  
**第二十二条** 抑留資格認定官は、次に掲げる者であつて抑留対象者に該当すると思料するものがいる場合には、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者について第十一条(第三項を除く。)の規定の例により抑留資格認定のための調査を行うことができる。

一 刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている者は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)の規定によりその身体を含む。)に規定する収容令書又は入管法第五十一条に規定する退去強制令書の発付を受け収容されている者である場合に、前項の規定による調査の結果、同項第二号に掲げる者が抑留対象者に該当すると認めることは、その者について、第六条の規定の例により、抑留令書を発付した上、入管警備官(入管法第一条第十三号に規定する入管警備官をいう。)からその者の引渡しを受け、これを抑留することができる。

**第二十三条** 抑留資格認定官は、第三条の我が国以外の締約国の軍隊その他これに類する組織によりその身体を拘束されている外国人であつて抑留対象者に該当すると思料するものがある場合には、防衛大臣の定めるところにより、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者について第十一条(第三項を除く。)の規定の例により抑留資格認定のための調査を行うことができる。

二 前項の規定による調査の結果、同項の外国人が抑留対象者に該当し、かつ、我が国において抑留することが相当であると認めるときは、当該外国人について、第十六条の規定の例により、抑留令書を発付した上、同項の締約国の官憲から当該外国人の引渡しを受け、これを抑留することができる。

**第三章 捕虜収容所における抑留及び処遇**  
**第一節 通則**  
 (基本原則)  
**第二十四条** 捕虜収容所長は、捕虜収容所の適正な管理運営を図り、被収容者(抑留令書により)

捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員、宗教要員、区別義務違反者、間諜及び傭兵並びに仮収容令書により捕虜収容所に収容される者(以下「仮収容者」という。)をいう。以下の同じ。)の人権を尊重しつつ、被収容者の抑留資格、階級等、性別及び年齢、その属する国における風俗慣習及び生活様式等に応じた適切な処遇を行ふものとする。

被収容者には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられなければならぬ。

**第二十五条** 捕虜収容所長は、利益保護国代表並びに指定赤十字国際機関(赤十字国際機関について政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び指定援助団体(防衛大臣が指定する被収容者への援助目的とする団体をいう。以下同じ。)の代表が第三条及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重し、その遂行に支障が生じないよう特に配慮しなければならない。

**第二十六条** 捕虜収容所長は、被収容者(仮収容者を除く。)について、その階級等に応じた適切な処遇を行うため、防衛大臣の定める階級等の基準に従い、将校、准士官、下士官及び兵の区分を指定するものとする。

**第二節 収容の開始**  
 (収容開始時の告知)  
**第二十七条** 捕虜収容所長は、被収容者に対し、その収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知するものとする。

一 保健衛生及び医療に関する事項  
 二 宗教に関する事項  
 三 第四十四条第一項に規定する遵守事項  
 四 懲戒処分に関する事項  
 五 物品の貸与等及び自弁に関する事項  
 六 書籍等の閲覧に関する事項  
 七 面会及び信書の発受に関する事項  
 八 苦情の申出に関する事項

**第二十九条** 捕虜収容所においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び捕虜収容所内の衛生を保持するため適切な保健衛生上又は医療上の措置を講ずるものとする。

**第三十条** 被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居住区画(被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として捕虜収容所長が指定した区画をいう。第四十五条において同じ。)及び指定援助団体(防衛大臣が指定する被収容者への援助目的とする団体をいう。以下同じ。)及び指

定赤十字国際機関(赤十字国際機関について政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び指

定援助団体(防衛大臣が指定する被収容者への援助目的とする団体をいう。以下同じ。)及び指

定赤十字国際機関(赤十字国際機関について政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び指

定援助団体(防衛大臣が指定する被収容者への援助目的とする団体をいう。以下同じ。)及び指

定赤十字国際機関(赤十字国際機関について政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び指

定援助団体(防衛大臣が指定する被収容者への援助目的とする団体をいう。以下同じ。)及び指

定赤十字国際機関(赤十字国際機関について政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び指

定援助団体(防衛大臣が指定する被収容者への援助目的とする団体をいう。以下同じ。)及び指

写真の撮影、指紋の採取その他の措置をとるものとする。その後必要が生じたときも、同様とする。

### 第三節 保健衛生及び医療

**(保健衛生及び医療の原則)**  
**第二十九条** 捕虜収容所においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び捕虜収容所内の衛生を保持するため適切な保健衛生上又は医療上の措置を講ずるものとする。

**第三十条** 被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居住区画(被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として捕虜収容所長が指定した区画をいう。第四十五条において同じ。)及び指

定援助団体(防衛大臣が指定する被収容者への援助目的とする団体をいう。以下同じ。)及び指

定赤十字国際機関(赤十字国際機関について政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び指

る者と認めたもの(以下「医師相当衛生要員等」という。)は、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条の規定にかかわらず、自衛隊病院等(自衛隊法第二十七条规定する病院その他防衛省令で定める自衛隊の病院又は診療所をいう。以下同じ。)において、被収容者に対し、医業をることができる。

**第二節 保健衛生及び医療**  
**第一項** の規定により医業をする場合における医師相当衛生要員等は、医師とみなして、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第六条及び第三十七条、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十三条の三、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十号)第二条第二項、第二十四条の二までの規定は、医師相当衛生要員等について準用する。

**第二項** 医師法第十九条、第二十条及び第二十三条から第二十四条の二までの規定は、医師相当衛生要員等について準用する。

**第三項** 第一項及び第三十八条の規定を適用する。

**第四項** 第二条第二項、第二十四条の二、第二十一条第一項及び第三十八条の規定を適用する。

**第五項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第六項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第七項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第八項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第九項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第十項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第十一項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第十二項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第十三項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

**第十四項** 第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

所長が外国において医師に相当する資格を有する者(医師相当衛生要員等)

所長が



5 第一項第二号に掲げる懲戒処分において従事した業務については、第七十四条の規定による業務従事報奨金の加算はしない。	6 第一項第三号に掲げる懲戒処分においては、防衛省令で定めるところにより、懲戒権者が指定する階級等及び性別ごとに分離した区画において拘禁する。この場合において、当該懲戒処分を受ける者から、次に掲げる行為の求めがあつたときは、これを許さなければならない。
一 苦情の申出及び請願をすること。	二 利益保護国代表及び捕虜代表と連絡をとること。
三 一日につき二時間下回らない防衛大臣が定める範囲内で希望する時間の戸外における運動をすること。	四 書籍等の閲覧をすること。
五 第十節第二款の規定により信書を発受すること。	六 防衛省令で定めるところにより、懲戒処分を受けた被収容者が、防衛省令で定めるところにより、懲戒処分に係る記録を作成し、及び保存すること。

第五十条 懲戒処分を行うに当たっては、反則行為をした被収容者の年齢、心身の状態及び犯行状況、反則行為の性質、軽重、動機及び捕虜収容所の運営に及ぼした影響、反則行為後ににおける当該被収容者の態度その他の事情を考慮しなければならない。(懲戒処分の基準)

(懲戒処分を行う手続等)

第五十一条 懲戒権者は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料するときは、反則行為の有無及び前条の規定により考慮すべき事情について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

2 前項の調査のため必要があるときは、防衛省令で定めるところにより、反則行為をした疑いのある被収容者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、当該被収容者を隔離する期間は、十四日を超えてはならない。

3 懲戒処分を行うときは、あらかじめ、反則行為をした疑いのある被収容者に事実の要旨を告げた上、弁解の機会を与えるなければならない。

この場合において、当該被収容者は、必要な通訳を求めることができる。

4 前項の事実を告げられた被収容者は、必要な参考人の陳述を求めることができる。

第五十二条 懲戒処分の執行は、捕虜収容所内において行わなければならない。

2 懲戒処分の執行は、前条第五項の規定による通知の時から一月を経過したときは、これを開始してはならない。

3 懲戒処分の執行は、直近の懲戒処分の執行が終了した後三日以内は、これをすることはできない。ただし、当該懲戒処分の期間及び当該直近の懲戒処分の期間がいずれも十日に満たないときは、この限りでない。

(懲戒処分の不執行等)

第五十三条 懲戒権者は、懲戒処分の通知を受けた被収容者について、その通知の後における当該被収容者の態度その他の事情を考慮し、相当の理由があると認めるときは、当該懲戒処分の全部又は一部の執行をしないことができる。

(懲戒処分執行後の監視)

第五十四条 捕虜収容所長は、第四十八条第一号に掲げる行為をしたことを理由に懲戒処分を受けた被収容者については、当該懲戒処分の執行が終了した後、これを防衛省令で定める監視の下に置くことができる。(防衛省令への委任)

第五十五条 この款に定めるものほか、懲戒処分に関する手続にかかる事項は、防衛省令で定める。

第六節 捕虜代表及び捕虜代表補助者

(捕虜代表及び捕虜代表補助者の指名)

第五十六条 捕虜収容所長は、防衛大臣の定めるところにより、捕虜代表及び捕虜代表を補佐する者(以下「捕虜代表補助者」という。)を指名するものとする。

第六十七条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務に従事させることができる。

(兵の業務)

第六十八条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第六十九条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第七十条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第七十一条 捕虜収容所長は、防衛省令で定める基準に従い、捕虜収容所における日課を定め、これを被収容者に告知するものとする。

(日課)

第七十二条 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被収容者に対し、知的、教育的及び娛樂的活動、運動競技その他の活動について、援助を与えるものとする。

2 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被収容者に対し、精神的、教育的

教、祈禱又は祭祀の職にあつた者に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

3 実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び

第八節 捕虜の業務

(業務の種類)

第五十九条 捕虜収容所長は、次に掲げる業務を

3 前項の規定により貸与し、又は支給される用品、筆記具その他の捕虜収容所における日常生活のために必要な衣類及び寝具を貸与し、並びに食事及び湯茶を支給する。

2 被収容者には、前項に定めるもののほか、日常生活のために必要な衣類及び寝具を貸与し、並びに食事及び湯茶を支給する。

(物品の貸与等の原則)

第六十条 捕虜収容所の維持運営に関する業務

一 捕虜収容所の維持運営にかかる業務

二 通訳又は翻訳の業務

三 被収容者に対する医療に関する業務

四 被収容者の宗教上の行為の補助その他の宗教活動に関する業務

(将校及び准士官の業務)

第五十一条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第六十二条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第六十三条 この節に定めるものほか、捕虜の業務

官として指定された者に対し、自己契約作業(これらの者が捕虜収容所の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。)について、援助を与えるものとする。

(防衛省令への委任)

第六十四条 捕虜収容所長は、次に掲げる業務を

一 捕虜の業務

二 通訳又は翻訳の業務

三 被収容者に対する医療に関する業務

四 被収容者の宗教上の行為の補助その他の宗教活動に関する業務

(将校及び准士官の業務)

第五十五条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第六十六条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第六十七条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第六十八条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第六十九条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第七十条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第七十一条 捕虜収容所長は、防衛省令で定める基準に従い、捕虜収容所における日課を定め、これを被収容者に告知するものとする。

(日課)

第七十二条 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被収容者に対し、知的、教育的

教、祈禱又は祭祀の職にあつた者に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(物品の貸与等の原則)

第七十三条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第七十四条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第七十五条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第七十六条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第七十七条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第七十八条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第七十九条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第八十条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第八十一条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第八十二条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第八十三条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第八十四条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第八十五条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第八十六条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第八十七条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第八十八条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第八十九条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第九十条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第九十一条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第九十二条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第九十三条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第九十四条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第九十五条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第九十六条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第九十七条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第九十八条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第九十九条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第一百条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第一百一条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第一百二条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第一百三条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第一百四条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第一百五条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第一百六条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第一百七条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第一百八条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第一百九条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第一百十条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第一百十一条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第一百十二条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第一百十三条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第一百十四条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第五号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(活動等への援助)

第一百十五条 捕虜収容所長は、將校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(准士官の業務)

第一百十六条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号又は

第三号

(業務の実施)

**第七十条** 捕虜の業務は、できる限り、その年齢、性別、階級等、身体的適性及び健康状態その他の事情を考慮した上、実施するものとする。

(業務の条件)

**第七十一条** 捕虜収容所長は、業務を行う捕虜の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

**2** 捕虜は、捕虜収容所長が前項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならぬ。

**3** 第一項の規定により捕虜収容所長が講ずべき措置及び前項の規定により捕虜が守らなければならぬ事項は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講すべき措置及び労働者が守らなければならない事項の例により、防衛大臣が定める。

#### (防衛省令への委任)

#### (捕虜等抑留給付金)

**第七十二条** この節に定めるもののほか、業務の方法その他業務の実施に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

#### (捕虜等抑留給付金)

**第七十三条** 捕虜収容所における捕虜、衛生要員及び宗教要員(以下この節において「給付対象捕虜等」という。)に対しては、捕虜等抑留給付金として、この節に定めるところにより、基礎的給付金(第三条約第六十条に規定する俸給の前払に相当するものをいう。以下同じ。)及び業務従事報奨金(前節の規定により從事した業務に対応する給付金をいう。以下同じ。)を支給するものとする。

**2** 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、給付金台帳を作成し、給付対象捕虜等ごとに捕虜等抑留給付金の計算高(以下この節において「給付金計算高」という。)を記録して、これを管理しなければならない。

(捕虜等抑留給付金の額及び加算)

**第七十四条** 給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基礎的給付金 給付対象捕虜等の階級等ごとに防衛省令で定める月額

二 業務従事報奨金 防衛省令で定めるところにより、捕虜が業務を行つた日の属する月ご

(業務の条件)

(捕虜等抑留給付金の支給等)

(第五十九条の規定により使用し、又は摸取

ら、第五十九条の規定により

使用す

ることを許された物品の購入(次項において「自弁物品の購入」という。)のため、捕虜等抑留給付金の支給を受けることを希望する旨の申出があつたときは、基礎的給付金にあつては当該申出のあつた日の属する月の月額及び業務従事報奨金にあつては当該申出のあつた日の属する月の前月における金額の合計額の範囲内で支給するものとする。

(捕虜等抑留給付金)

(第五十九条の規定により

使用す

ることを許された

物品の購入以外の目的で、又は前項に規定する合計額を超えて捕虜等抑留給付金の支給を受けることを希望する旨の申出があつた場合において、その支給が抑留業務の効率的かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該給付対象捕虜等に係る給付金計算高の範囲内で、当該申出の額の全部又は一部を支給することができることを希望する旨の申出があつた場合において、その支給が抑留業務の効率的かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該給付対象捕虜等に係る給付金計算高の範囲内で、当該申出の額の全部又は一部を支給することができる。

(捕虜等抑留給付金の加算の制限)

(第五十九条の規定により

使用す

ることを許され

ることを許可す





て、第百十八条の規定により裁決で抑留資格認定又は第十六条第二項の規定による抑留する必要性がない旨の判定が変更され、抑留資格が認められたときも、前項と同様とする。

4 前二項の抑留令書は、捕虜収容所長の指定する自衛官が、当該資格認定審査請求人にこれを示すことにより執行する。

5 第二項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、捕虜収容所長がこれに記名押印しなければならない。

一 拘束の日時及び場所  
二 資格認定審査請求人の氏名、階級等、生年  
月日及び身分証明書番号等

三 抑留資格  
四 発付年月日  
五 その他防衛省令で定める事項

第六十二条 第百六条第一項の資格認定審査請求について、第百十八条の規定により裁決で抑留資格認定が取り消され、抑留資格が認められなかつたときは、捕虜収容所長は、当該資格認定審査請求人を直ちに放免しなければならない。

2 第百六条第一項の資格認定審査請求について、第百十八条の規定により裁決で抑留資格認定が変更され、当該認定に係る抑留資格と異なる抑留資格が認められたときは、捕虜収容所長は、速やかに、当該資格認定審査請求人に發付されている抑留令書を訂正しなければならない。

3 前項の規定による抑留令書の訂正は、裁決書の写しを当該抑留令書に添付することにより行なうものとする。この場合において、捕虜収容所長の指定する自衛官は、その訂正された抑留令書を当該資格認定審査請求人に示さなければならぬ。

（文書その他の物件の返還）

第六十三条 審査会は、裁決をしたときは、速やかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。（裁決書の更正）

第六十四条 裁決書に誤記その他明白な誤りがあるときは、審査会は、資格認定審査請求人の申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 審査会は、前項の規定により裁決書を更正したときは、その旨を裁決書の原本に付記すると立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

ともに、当該資格認定審査請求人について通知しなければならない。

### 第三節 懲戒審査請求の手続

（懲戒審査請求）

第六十五条 被収容者は、第四十八条の規定による懲戒処分に不服があるときは、防衛省令で定めるところにより、書面で、審査会に対し懲戒審査請求をすることができる。

（懲戒処分の執行の停止等）

第六十六条 懲戒審査請求は、懲戒処分の執行を停止しない。ただし、審査会は、審理に必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。

（戒審査請求をすることができる）

第六十七条 審査会は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

2 審査会は、前項の執行の停止を取り消すことができる。

（審理の期日及び場所等）

第六十八条 審査会は、前条ただし書の規定により懲戒審査請求人に意見を述べさせ、又は第百三十条第一項の規定により懲戒審査請求人若しくは参考人を審問するときは、その審理の期日及び場所を定めるものとする。

（審理の期日及び場所等）

第六十九条 審査会は、前項の審理（懲戒審査請求人によるものに限る）の期日及び場所を定めたときは、あらかじめ懲戒審査請求人及び捕虜収容所長に通知しなければならない。

3 捕虜収容所長は、前項の規定により通知された期日及び場所に懲戒審査請求人を出頭させなければならない。

4 懲戒審査請求人は、前項の場合において、審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人とともに出頭することができる。

（手続の併合又は分離）

第六十条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の懲戒審査請求を併合し、又は併合された数個の懲戒審査請求を分離することができる。

（審理のための処分）

第六十一条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、懲戒審査請求人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

一 懲戒審査請求人若しくは参考人の出頭を求める

（提出された物件を留め置くこと）。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させることがある。

（本案の裁決）

第六十二条 審査会は、審理を終えたときは、

（懲戒審査請求を棄却し、又は懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、若しくは変更する裁決をしなければならない）

分についての資格認定審査請求又は懲戒審査請求に対する捕虜収容所長の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（防衛省令への委任）

第六十三条 この章に定めるもののほか、資格認定審査請求及び懲戒審査請求の手続は、防衛省令で定める。

### 第五章 抑留の終了

#### 第一節 通則

##### （抑留の終了事由）

被収容者の抑留は、死亡又は第百二十二条第一項の規定による放免のほか、この章に定めるところにより終了する。

（送還基準等）

第六十四条 被収容者は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態又は存立危機事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

（基準の作成）

第六十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態又は存立危機事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

（重傷病認定基準（抑留されている捕虜、衛生要員又は宗教要員が送還対象重傷病者（第二百三十二条第一項各号に掲げる懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決があつたときは、防衛大臣の定めるところにより、懲戒審査請求人がその処分によって受けた不当な結果を是正するため、その処分によって失われた捕虜等抑留給付金の加算その他の措置をとらなければならぬ）））





条において同じ。)を当該被収容者に返還しなければならない。

一 第百四十四条の規定により送還されるとするとき。

二 第百四十六条の規定により許可されて退去するとき。

三 第百四十七条の規定により移出をされるとき。

四 第百四十九条の規定により放免されるとき。

(死亡者等の遺留物)

**第一百五十八条** 被拘束者は被収容者の死亡その他防衛省令で定める場合において、当該被拘束者は又は被収容者から領置していた現金又は物品であつて遺留されたものがあるときは、防衛省令で定めるところにより、これを返還しなければならない。ただし、当該物品が腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は価値のないものであるときは、廃棄することができる。

(領置武器等の帰属)

**第一百五十九条** 領置武器等については、武力攻撃事態又は存立危機事態の終了の時までに廃棄され得ないときは、同日に国庫に帰属する。

(防衛省令への委任)

**第一百六十条** この節に定めるもののほか、領置に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(逃走捕虜等の再拘束)

**第一百六十二条** 抑留令書又は送還令書(以下この節において「諸令書」という。)の発付を受け取容されている者が逃走したときは、捕虜等警備自衛官は、その逃走した者(以下この節において「逃走捕虜等」という。)を当該諸令書により再拘束することができる。

(再拘束の手続)

**第一百六十三条** 捕虜等警備自衛官は、前条の規定により再拘束をするときは、当該諸令書を逃走捕虜等に示さなければならぬ。

2 捕虜等警備自衛官は、諸令書を持しない場合において、急いでこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該逃走捕虜等に対し、諸令書により再拘束する旨を告げて、再拘束することができる。ただし、諸令書は、できるだけ速やかに、当該逃走捕虜等に示さなければならぬ。

(再拘束について必要な調査及び報告の要求)

**第一百六十三条** 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束の目的を達するため必要な調査をすることができる。

2 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入り等)

**第一百六十四条** 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束について、逃走捕虜等が土地又は建物(以下この条において「土地等」という。)の中に入ると疑うに足りる相当の理由があるときには、当該土地等に立ち入り、又はその土地等の所有者、占有者若しくは管理者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。

2 前項の規定により建物、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は管理者に通知しなければならない。

3 捕虜等警備自衛官は、再拘束しようとして追跡中の逃走捕虜等が土地等に入った場合において、これを再拘束するためやむを得ないと認められるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることがができる。

4 何人も、正当な理由がない限りは、第一項又は前項の規定による立入りを拒んではならない。

(証票の携帯)

**第一百六十五条** 捕虜等警備自衛官が、前条第一項の規定により立ち入り、質問をし、若しくは文書の提示の求めをし、又は同条第三項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(権限の解釈)

**第一百六十六条** 第百六十四条第一項及び第三項の規定による捕虜等警備自衛官の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 捕虜等警備自衛官は、防衛大臣の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、防衛大臣に定期的に報告しなければならない。

2 捕虜收容所長は、防衛大臣の定めるところにおいて、被収容者の収容状況について、防衛大臣に定期的に報告しなければならない。

**第一百六十七条** 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、防衛大臣に定期的に報告しなければならない。

**第一百六十八条** 防衛大臣は、第二章に定める手続きによる再拘束をするもののか、被拘束者又は被収容者が死亡した場合における措置については、防衛省令で定める。

(第七節 施設に関する基準)

**第一百六十九条** 防衛大臣は、第二章に定める手続きを行つたため必要な被拘束者を留め置く区画又は施設の設置要領、当該区画又は施設における安全確保のために講ずべき措置の内容その他の被拘束者の管理に必要な事項に関する基準を定めるものとする。

2 防衛大臣は、被収容者を収容する捕虜收容所の施設の設置に関する基準を定めるものとする。

2 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入り等)

**第一百七十三条** 自衛隊の部隊等の長は、被拘束者に対する食事等の提供(被拘束者への食事等の提供)

2 被拘束者は、管轄の抑留資格認定官が指定する自衛隊病院(自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。)又は防衛省令で定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊の部隊において、出動自衛官の例により、その心身の状況に応じて必要な医療の提供を受けることができる。

(麻薬等の取扱いの特例)

**第一百七十四条** 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十四条第一項の規定にかかるべく、自衛隊病院等のうち同法第二条第一項第二十二条に規定する麻薬診療施設(以下「自衛隊麻薬診療施設」という。)の開設者に麻薬(同法第二十二条第一項第一号に規定する麻薬のうち、同法第十二条第一項及び第二項に規定する麻薬を除いたものをいう。以下同じ。)を譲り渡すことができる。

2 自衛隊麻薬診療施設の開設者は、麻薬及び向精神薬取締法第二十六条第三項の規定にかかるべく、捕虜、衛生要員及び宗教要員からの麻薬の譲渡の相手方となることができる。

3 医師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等は、自衛隊麻薬診療施設において医業又は歯科医業をするに当つては、麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項第二号及び第三号、第二十六条第一項第一号及び第二項、第二十七一条第一項から第三項まで、第四項(ただし書を除く。)及び第六項、第二十八条第一項及び第二項、第三十三条第三項並びに第四十一条の規定の適用についてはこれらに規定する麻薬施用者と、同法第二十八条第一項及び第五十条の三十八第一項の規定の適用についてはこれらに規定する麻薬取扱者とみなす。この場合において、同法第二十七条第八項中「免許証の番号」とあるのは、「身分証明書番号」とする。

4 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項の規定にかかるべく、自衛隊病院等の開設者に向精神薬(同法第二一条第一項第六号に規定する向精神薬をいう。)を譲り渡すことができる。

**第一百七十五条** 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二

号) 第十七条第三項の規定にかかわらず、自衛隊病院等のうち同法第三条第一項の規定により指定を受けた覚醒剤施用機関(以下「自衛隊覚醒剤施用機関」という。)に覚醒剤を譲り渡すことができる。

2 自衛隊覚醒剤施用機関は、覚醒剤取締法第十九条第二項の規定にかかわらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から覚醒剤を譲り受けることができる。

3 前二項の場合において、覚醒剤取締法第三十条の第十項の規定は、適用しない。

4 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、覚醒剤取締法第三十条の九の規定にかかわらず、自衛隊病院等の開設者に医薬品である覚醒剤原料を譲り渡すことができる。

5 自衛隊病院等の開設者は、覚醒剤取締法第三十条の九の規定にかかわらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けることができる。

6 前二項の場合において、覚醒剤取締法第三十条の第十項の規定は、適用しない。

7 医師相当衛生要員等若しくは歯科医師相当衛生要員等又は薬剤師相当衛生要員等が自衛隊病院等において医業若しくは歯科医業をし、又は授与の目的で調剤を行うに当たっては、当該医師相当衛生要員等にあつては覚醒剤取締法第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七条第三項、第十九条第二号及び第四号、第二十条第一項から第四項まで、第三十条の七第八号、第十一号及び第十二号、第三十条の九第十八項第三号、第三十条の十一第一項第三号並びに第三十二条第一項の規定の適用についてはこれらに規定する医師と、当該歯科医師相当衛生要員等にあつては同法第三十条の七第八号、第十一号及び第十二号、第三十条の九第一項第三号並びに第三十条の十一第一項の規定の適用についてはこれらに規定する歯科医師と、当該薬剤師相当衛生要員等にあつては同法第三十条の七第八号及び第十二号、第三十条の九第一項第三号並びに第三十条の十一第一項の規定の適用についてはこれらに規定する薬剤師とみなす。

**第一百七十六条** 第百四十条第三項の規定により留令書の発付を受けた衛生要員のうち防衛大臣が指定する者(以下「指定衛生要員」という。)は、麻薬及び向精神薬取締法第十三条第一項若しくは第五十条の八又は覚醒剤取締法第十三条若しくは第三十条の六第一項の規定にかかわらず、

す、次に掲げる事項について防衛大臣が厚生労働大臣と協議の上指定するところにより、麻薬、向精神薬、覚醒剤又は医薬品である覚醒剤の原料を輸入することができる。

一 輸入の品名及び数量

二 指定衛生要員の氏名、階級等及び身分証明書番号等

三 輸入の日

四 輸送の方法

五 輸入港名

六 防衛大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その指定に係る事項を財務大臣に通知するものとする。

(関税法の特例)

**第一百七十七条** 税関長は、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第一項第三号に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、被收容者にあてられたものに係る関税法(昭和二十九年法律第六十号)第六十九条第二項の許可を受けた者が同法第百条第三号の規定により納付すべき手数料については、免除する。

(入管法の特例)

**第一百七八条** 入管法第六十三条第一項の規定は、入管法第二十四条各号(第一号及び第二号を除く。)のいずれかに該当する外国人について捕虜収容所において抑留令書による抑留の手続きが行われる場合について準用する。

2 第百四十四条の規定により送還され、第百四十六条の規定により許可されて我が国から退去し、又は第百四十七条の規定により移出をされ、て出国した被收容者に対して入管法第五十一条に規定する退去強制令書が発付されていた場合には、当該被收容者は、入管法第五条第一項第五号の二、第九号及び第十号の規定の適用については、当該退去強制令書により本邦からの退去を強制された者とみなす。

(行政手続法の適用除外)

**第一百七十九条** この法律の規定による処分及び行政指導については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。

(行政不服審査法の規定による審査請求の制限) 第百八十條 この法律の規定による処分又はその不作為については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定による審査請求をすることができない。

	(刑事事件等との関係)
<b>第二百八十二条</b>	被拘束者又は被収容者が刑事事件に關する法の規定によりその身体を拘束することを妨げない。捕虜収容所長は、被収容者が刑事事件に關する法の規定によりその身体を拘束することを妨げない。
<b>第二百八十二条</b>	自衛官がこの法律の規定による被拘束者又は被収容者の抑留、送還その他の措置を講ずるに当たつては、當該自衛官と関係のある警察機関、出入国管理機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。
	(関係機関との連絡及び協力)
<b>第七章 罰則</b>	
<b>第一百八十三条</b>	第三百八条及び第一百七十七条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
<b>2</b>	前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
<b>附 則 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
<b>第一条</b>	この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成一七年五月一日法律第三九号)抄
<b>(施行期日)</b>	
<b>第一条</b>	この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成一八年一二月二二日法律第一一八号)抄
<b>(施行期日)</b>	
<b>第一条</b>	この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成一九年六月八日法律第八〇号)抄
<b>(施行期日)</b>	
<b>第一条</b>	この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

**第一條** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中刑事訴訟法第四百九十九条の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二二年四月二七日法律第六号)  
**九号** 抄  
(施行期日)  
この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合には、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求による裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

